

沖合底びき網漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1章 総論

第1節 趣旨

沖合底びき網漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。

第2節 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 新トン数適用船舶 昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める修繕をいう。）に伴う船舶法（明治32年法律第46号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度（これらに相当する処分を含む。）を受けた船舶をいう。
- 2 旧トン数適用船舶 新トン数適用船舶以外の船舶をいう。
- 3 船舶階層区分 別表第1に定める船舶の階層の区分をいう。なお、新トン数適用船舶にあつては新トン数適用船舶階層区分を、旧トン数適用船舶にあつては旧トン数適用船舶階層区分をそれぞれ適用する。
- 4 代船 沖合底びき網漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。
- 5 トン数補充 沖合底びき網漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けた船舶の大型化にあたり、その増トン分に、他の船舶に係る当該漁業の廃業又は小型化（下位の船舶階層区分への変更を伴うものに限る。以下同じ。）を見合いとして生じるトン数を充てることをいう。

第2章 船舶の総トン数の変更

第1節 代船の許可

1 代船の許可及び変更の許可の申請

沖合底びき網漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可

を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第 45 条の許可（同条第 2 号又は第 3 号に係るものに限る。）及び法第 47 条の変更の許可を併せて申請する。

2 審査基準

1 によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第 4 節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

(1) 次のア及びイに掲げる場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分と同じ場合

イ 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分の下位にある場合

(2) 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、許可船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と代船の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

第 2 節 起業の認可に基づく許可

1 起業の認可に基づく許可及び変更の許可の申請

沖合底びき網漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第 39 条第 1 項の認可に基づく許可及び省令第 11 条第 1 項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第 45 条の認可（同条第 2 号又は第 3 号に係るものに限る。）を申請しなければならない（第 3 章第 6 節に掲げる場合を除く。）。

2 審査基準

1 によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第 4 節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

(1) 次のア及びイに掲げる場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分と同じ場合

イ 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分の下位にある場合

(2) 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、認可を受けた船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

第3節 代船を伴わない変更（改造）の許可

1 変更の許可の申請等

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第4節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

(1) 以下の場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分と同じ場合

イ 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分の下位にある場合

(2) 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、改造前の船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と改造後の船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

第4節 第1節から第3節までに共通する審査基準等

1 総トン数の最高限度

第1節から第3節までの規定に基づき許可等を受けた船舶を大型化する場合は、別表第2の海区ごとに総トン数の最高限度としてそれぞれ定める船舶の総トン数を超えないこととする。ただし、複数の海区にまたがる操業区域を有し、かつ、両海区での操業実績を有する船舶については当該両海区の船舶の総トン数の最高限度のうち、大きい数字を超えないこととする。なお、この取扱方針の施行の時点において、船舶の総トン数の最高限度を超えている船舶については、当該許可船舶に限りこれを認めるものとする。

また、この取扱方針の施行後に建造に着手された船舶については、別表第3の基準を満たさなくてはならないものとする。

2 トン数補充に係る審査基準

第1節から第3節までの規定に基づきトン数補充を要する場合の審査基準は、以下のとおりとする。

(1) トン数補充に充てることができる許可船舶は、次のアからエまでに掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 使用廃止等又は小型化の時まで継続して1年以上沖合底びき網漁業を休業していないこと（休業の期間が1年に満たない場合であって、法第39条第1項、第42条第1項又は第

- 45 条各号の規定に基づく許可を受けた時から継続して休業していない場合を含む。）。
- イ 許可船舶につき許可を受けた者が漁業又は労働に関する法令違反であつて、許可の取消処分相当するものを犯していないこと。
 - ウ 使用廃止等又は小型化前の許可船舶の操業区域が属する別表第 2 の海区に、総トン数変更後の許可船舶の操業区域が属する別表第 2 の海区のすべてが含まれること。
 - エ 別表第 4 の区域番号 47 に掲げる操業区域を操業区域とするものでないこと。
- (2) トン数補充に使用できるトン数の上限は、次のアからウまでに掲げる場合に依じて、当該アからウまでに定めるトン数とする。
- ア 平成 4 年 8 月 1 日以前において沖合底びき網漁業の試験研究等の許可を受けていた船舶であつて、昭和 62 年 8 月 1 日又は平成 4 年 8 月 1 日付けで当該船舶につき沖合底びき網漁業のトン数補充を行ったことにより沖合底びき網漁業の許可を受けた船舶又はその代船に係る当該漁業を廃業する場合 10 トン
 - イ アに掲げる船舶を除く許可船舶に係る当該漁業を廃業する場合 当該船舶の総トン数が属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数に 0.01 トンを加算したトン数に 0.8 を乗じたトン数
 - ウ 許可船舶を小型化する場合 小型化前の船舶の属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と小型化後の船舶の属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数の差に相当するトン数に 0.5 を乗じたトン数（ただし、少数点以下は切り捨てとする。）

3 補充トン数の制限

- (1) 補充トン数は、分割し、又は他の許可船舶に係る補充トン数と合算してトン数補充に使用できるものとする。分割してトン数補充に充当した場合の残余のトン数は、当該トン数補充に係る最初の総トン数の変更の許可の日から 1 年以内に限り補充トン数として使用できるものとする。
- (2) 新トン数適用船舶について、当該船舶の総トン数から当該船舶が属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に 0.01 トンを加算したトン数を差し引いたトン数（0 又は負となる場合を除く。）は、補充トン数として使用できないものとする。
- (3) 第 3 章の規定により、トン数補充を要せずに大型化した許可船舶の増加トン数については、補充トン数として使用できないものとする。

第 3 章 船舶の総トン数の変更の特例

第 1 節 特定漁場操業のための大型化

1 審査基準

許可等を受けた者が、新トン数適用船舶である代船又は改造後の船舶の総トン数を 126 トン以上に大型化するため第 2 章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、別表第 4 の区域

番号1、2又は7に掲げる操業区域を操業区域とする船舶に限り、35 トンを限度として、トン数補充を要せずに許可するものとする。

2 本節で大型化する許可船舶の取扱い

1の規定に基づき大型化した許可船舶（その後の代船を含む。以下本節において「特定漁場船舶」という。）に係る留意点は、以下のとおりとする。

- (1) 特定漁場船舶は、第2章の規定の適用に当たり、本節から第5節までの規定に基づく大型化による増加トン数を控除したトン数を総トン数とみなす。
- (2) 特定漁場船舶を被代船とする代船の許可の申請は、代船の総トン数が特定漁場船舶の総トン数から大型化による増加トン数を控除した総トン数以下の場合を除き、代船が1に規定する審査基準を満たしているときに限り、トン数補充を要せずに許可するものとする。
- (3) 特定漁場船舶の大型化による増加トン数については、補充トン数として使用できないものとする。
- (4) 特定漁場船舶に係る許可証には、大型化による増加トン数及び増加トン数は補充トン数として使用できない旨を明記することとする。

第2節 転覆事故防止対策のための大型化

1 審査基準

許可を受けた者が、船舶の転覆事故防止対策のため、国土交通省が実施する復原性等の検査を受け、船舶の安全確保の観点から国土交通省の指摘を受け船舶の修繕を行った結果、船舶を大型化するため、第2章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、トン数補充を要せずに許可するものとする。

2 本節で大型化する許可船舶の取扱い

1の規定に基づき大型化した許可船舶（その後の代船を含む。以下本節において「転覆防止船舶」という。）に係る留意点は、以下のとおりとする。

- (1) 転覆防止船舶は、第2章の規定の適用に当たり、第1節から第5節までの規定に基づく大型化による増加トン数を控除したトン数を総トン数とみなす。
- (2) 転覆防止船舶に限り、第2章第4節の1に規定する船舶の最高限度を超えることを認めることとする。
- (3) 転覆防止船舶の大型化による増加トン数については、補充トン数として使用できないものとする。
- (4) 転覆防止船舶に係る許可証には、大型化による増加トン数及び増加トン数は補充トン数として使用できない旨を明記することとする。

第3節 作業環境改善のための大型化

1 審査基準

許可等を受けた者が、作業環境改善のため、甲板の一部又は全部を閉囲場所（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）第 3 条第 1 項の閉囲場所をいう。）とし、船舶を大型化するため、第 2 章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、漁獲能力の増大に直接影響しないと認められる場合に限り、トン数補充を要せずに許可するものとする。

2 本節で大型化する許可船舶の取扱い

1 の規定に基づき大型化した許可船舶（その後の代船を含む。以下本節において「作業環境改善船舶」という。）に係る留意点は、以下のとおりとする。

- (1) 作業環境改善船舶は、第 2 章の規定の適用に当たり、第 1 節から第 5 節までの規定に基づく大型化による増加トン数を控除したトン数を総トン数とみなす。
- (2) 作業環境改善船舶を被代船とする代船の許可の申請は、代船の総トン数が作業環境改善船舶の総トン数から大型化による増加トン数を控除した総トン数以下の場合を除き、代船が 1 に規定する審査基準を満たしているときに限り、トン数補充を要せずに許可するものとする。
- (3) 作業環境改善船舶の大型化による増加トン数については、補充トン数として使用できないものとする。
- (4) 作業環境改善船舶に係る許可証には、以下の事項を明記する。
 - ア 大型化による増加トン数
 - イ 増加トン数は補充トン数として使用できない旨
 - ウ 作業環境改善船舶に係る漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 13 条による漁船登録票の検認の際に、1 の適用を受けるために提出した図面及び総トン数計算書を提示し、1 に規定する大型化の審査基準を満たしていることの確認を受けなければならない旨

第 4 節 漁船の設備基準等の適合のための大型化

平成 19 年 7 月 25 日農林水産省告示第 960 号（総トン数 20 トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件の全部を改正する件）に定められた設備基準に適合するため、又はこれに加え労働居住環境を改善するための船舶の大型化の取扱いについては、「漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針」（平成 19 年 7 月 26 日付け 19 水漁第 1418 号水産庁長官通知）の規定によるものとする。

第 5 節 漁船の復原性向上等のための大型化

許可等を受けた船舶の復原性向上又は省エネルギーを図るための船舶の大型化の取扱いについては、「漁船の復原性向上等のための漁船の大型化に関する取扱方針」（平成 24 年 7 月 30 日付け 24 水推第 581 号水産庁長官通知）の規定によるものとする。

第 6 節 大型化した許可船舶の認可の申請

許可漁業者は、第 1 節から第 5 節までの規定に基づき大型化した船舶について法第 45 条の認

可を申請する場合には、省令第 11 条第 1 項の認可の変更（大型化した許可船舶の総トン数から大型化による増加トン数を控除した総トン数への変更）の許可を併せて申請しなければならない。

第 4 章 総トン数以外の制限措置の変更

第 1 節 操業区域の変更

許可等を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第 47 条又は省令第 11 条の規定により当該漁業の許可等に係る操業区域を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り許可するものとする。

第 2 節 漁具の種類その他の漁業の方法の変更

1 変更の許可の申請

許可等を受けた者は、その許可等の有効期間中に、当該漁業の許可等に係る漁具の種類その他の漁業の方法（以下「漁法」という。）を変更しようとする場合には、法第 47 条又は省令第 11 条の規定に基づき、農林水産大臣に対して、変更の許可を申請する。

2 審査基準

1 によりなされた申請について、それぞれ次の（1）又は（2）の基準を満たす場合には、許可するものとする。

（1）2 そうびきの漁法により許可等を受けた者が、その漁法を 1 そうびき及び 2 そうびき又は 1 そうびきに変更しようとする場合には、漁業調整及び資源管理上支障がないとき。

（2）1 そうびきの漁法により認可を受けた者が、その漁法を 1 そうびき及び 2 そうびきに変更しようとする場合には、次のアからウまでに掲げる要件を全て満たすとき。

ア 当該認可を受けた船舶につき、収益性の高い操業・生産体制への転換を図るために取り組む「認定改革計画及び認定漁業復興計画に基づく収益性の実証等のための試験操業取扱方針」（平成 20 年 3 月 24 日付け 19 水管第 2893 号）第 2 の規定に基づく試験操業の許可を得て、あらかじめ 1 そうびき及び 2 そうびきの漁法により、複数漁期以上の試験操業を行うこと。

イ アに規定する試験操業の結果、当該漁法の変更により船舶 1 隻当たりの漁獲量が増大しないこと及び漁業調整上の問題が生じないと認められること。

ウ アに規定する試験操業の許可に条件を付した場合は、これと同一の内容を漁法の変更後の許可に付すこと。

第 5 章 漁獲物等の転載の制限

1 許可の申請

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、省令第 27 条第 4 号の許可を受けて漁獲物を転載しようとする場合には、農林水産大臣に対して転載の許可を申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請について、沖合底びき網漁業の漁獲物又はその製品の鮮度の保持のため必要があると認められるものであって、漁業取締り及び漁業調整上支障を及ぼさない場合には許可するものとする。

第6章 適用除外

別表第3の区域番号47の項の欄に定める海域を操業区域として沖合底びき網漁業の許可等を受けた船舶であって、併せて以西底びき網漁業の許可等を受けているものについては、以西底びき網漁業の許可等に関する取扱方針（令和2年12月1日付け2水管第○○○号）を適用し、この取扱方針を適用しない。

附 則

- この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 「沖合底びき網漁業の許可等に関する取扱方針」（平成29年7月24日付け29水管第1560号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。

別表第1

新トン数適用船舶		旧トン数適用船舶		階層
15トン以上	41トン未満	15トン以上	29.99トン以下	1
15トン以上	76トン未満	15トン以上	49.99トン以下	2
15トン以上	96トン未満	15トン以上	64.99トン以下	3
15トン以上	126トン未満	15トン以上	84.99トン以下	4

（備考）この表において同じ階層となる新トン数適用船舶と旧トン数適用船舶については、同じ船舶階層区分とする。

別表第2

海区		海域	総トン数の最高限度	
			新トン数 適用船舶	旧トン数 適用船舶
1	北海道海区	北海道松前郡松前町白神岬突端から正西の線以北の日本海の海域及び北海道北斗市葛登志岬突端から青森県下北郡東通村尻屋崎突端を通る線以北の太平洋及びオホーツク海の海域（ただし、別表第4の	125トン	84.99トン

		区域番号1、2、3、4、6又は7に掲げる操業区域に限る。)		
2	北部太平洋海区	千葉県南房総市野島埼突端正東の線以北の太平洋の海域（1の海区に定める海域を除く。）	75 トン	84.99 トン
3	中南部太平洋海区	太平洋の海域（1及び2の海区に定める海域を除く。）	125 トン	84.99 トン
4	北部日本海海区	京都府伊根町新井崎突端から正北の線以東の日本海の海域（1の海区に定める海域を除く。）	75 トン	84.99 トン
5	西部日本海海区	日本海の海域（1及び4の海区に定める海域を除く。）		
		（1）東経129度59分52秒の線、島根県出雲市日御碕燈台から長崎県対馬市三島燈台に至る線、同燈台から大韓民国鴻島燈台に至る線、東経127度59分52秒の線及び北緯33度9分27秒の線の各線により囲まれた海域（以下「中間漁区」という。）を操業区域とする船舶	75 トン	49.99 トン
		（2）（1）に掲げる船舶以外の船舶	95 トン	84.99 トン

別表第3

海区	トン数		1人当たりの寢室面積 (㎡)		1人当たりの休憩室面積 (食堂、サロンを含む) (㎡)
			上甲板上	上甲板下	
北海道海区	111 トン以上	126 トン未満	1.8	—	0.55
北部太平洋海区	66 トン以上	76 トン未満	0.8	1.8	
中南部太平洋海区	111 トン以上	126 トン未満	1.8	—	
北部日本海海区	66 トン以上	76 トン未満	0.8	1.8	
西部日本海海区					
（1）中間漁区を操業区域とする船舶	66 トン以上	76 トン未満	0.8	1.8	

(2) (1)に掲げる船舶以外の船舶	86トン以上 96トン未満	1.5	2.2	
--------------------	---------------	-----	-----	--

(備考) この表に掲げる海区は、別表第2に掲げる海区の定義にならう。また、第3章第1節の規定を適用する船舶については、「上甲板」を「最下層の全通甲板」と読み替える。

別表第4

区域番号	操業区域
1	東経 152 度 59 分 46 秒の線以西のオホーツク海の海域及び北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線以北の日本海の海域
2	東経 152 度 59 分 46 秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域
3	東経 152 度 59 分 46 秒の線と北海道北斗市葛登支岬突端から青森県下北郡東通村尻屋崎突端を通る線との両線間における太平洋の海域
4	東経 152 度 59 分 46 秒の線と北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正南の線との両線間における太平洋の海域
6	東経 152 度 59 分 46 秒の線と択捉島ウエンシリン岬突端 150 度の線との両線間における太平洋の海域
7	北海道浦河郡浦河町浦河灯台正南の線以東、北緯 42 度 40 分 9 秒の線以南の海域。ただし、次の (1) 及び (2) 掲げる海域を除く。 (1) 次の各点を順次に結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域 イ 北海道浦河郡浦河町浦河灯台 ロ 北海道浦河郡浦河町浦河灯台南西の線上北緯 42 度 9 秒の点 ハ 北緯 42 度 1 分東経 143 度 9 分 2 秒の点 (旧幌泉灯台中心点) 南西の線上北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台 15 海里の点 ニ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正東 15 海里の点 ホ 北海道中川郡豊頃町十勝大津灯台 132 度 10 海里の点 へ 北海道釧路市釧路埼灯台 226 度の線と北緯 42 度 40 分 9 秒の線との交点 ト 北緯 42 度 40 分 9 秒の線と北海道中川郡の最大高潮時海岸線との交点 (2) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台から 15 海里以内の海域
47	北緯 34 度 34 分 41 秒東経 129 度 2 分 42 秒の点から北緯 32 度 30 分 12 秒東経 126 度 59 分 53 秒の点に至る線、北緯 33 度 9 分 27 秒の線、東経 128 度 29 分 52 秒の線及び東経 127 度 59 分 52 秒の線により囲まれた海域

(備考) この表の区域番号の欄に掲げる番号は、平成 29 年 8 月 1 日の一斉更新の際に公示した、平成 29 年 4 月 7 日農林水産省告示第 554 号（漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく沖合底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は認可を申請すべき期間）別記 1 の操業区域の番号を用いている。

以西底びき網漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1 総論

1 趣旨

以西底びき網漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。

2 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 新トン数適用船舶 昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める修繕をいう。以下同じ。）に伴う船舶法（明治32年法律第46号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度（これらに相当する処分を含む。）を受けた船舶をいう。
- (2) 旧トン数適用船舶 新トン数適用船舶以外の船舶をいう。
- (3) 代船 以西底びき網漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第2 船舶の総トン数の変更

1 申請の手続

(1) 代船の許可

以西底びき網漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

(2) 起業の認可に基づく許可

以西底びき網漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

(3) 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

2 審査基準

第1節によりなされた申請について、総トン数変更後の許可船舶の総トン数が新トン数適用船舶については184トン、旧トン数適用船舶については149.99トンを超えない場合には、許可するものとする。

第3 適用除外

北緯33度12秒の線以北、東経127度59分52秒の線以西、東経127度29分53秒の線以東の海域を操業区域として以西底びき網漁業の許可又は認可（以下「許可等」という。）を受けた船舶であって、併せて沖合底びき網漁業の許可等を受けているものについては、沖合底びき網漁業の許可等に関する取扱方針（令和2年12月1日付け2水管第○○○号）を適用し、この取扱方針を適用しない。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「以西底びき網漁業の許可等に関する取扱方針」（平成29年7月24日付け29水管第1560号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。

遠洋底びき網漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1 趣旨・定義

- 1 遠洋底びき網漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。
- 2 この取扱方針において代船とは、遠洋底びき網漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第2 船舶の総トン数の変更

1 代船の許可

遠洋底びき網漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

2 起業の認可に基づく許可

遠洋底びき網漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

3 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

第3 漁具の種類その他の漁業の方法の変更

遠洋底びき網漁業の許可又は認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第47条又は省令第11条の規定により当該漁業の許可等に係る漁具の種類その他の漁業の方法を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整、資源管理及び国際的な枠組み上支障がない場合に限り許可するものとする。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「遠洋底びき網漁業の許可等に関する取扱方針」（平成10年7月24日付け10水管第2096号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。

東シナ海はえ縄漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1章 総論

第1節 趣旨

東シナ海はえ縄漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。

第2節 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 新トン数適用船舶 昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める修繕をいう。）に伴う船舶法（明治32年法律第46号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度（これらに相当する処分を含む。）を受けた船舶をいう。
- 2 旧トン数適用船舶 新トン数適用船舶以外の船舶をいう。
- 3 船舶階層区分 別表に定める船舶の階層の区分をいう。なお、新トン数適用船舶にあつては新トン数適用船舶階層区分を、旧トン数適用船舶にあつては旧トン数適用船舶階層区分をそれぞれ適用する。
- 4 代船 東シナ海はえ縄漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。
- 5 トン数補充 東シナ海はえ縄漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けた船舶の大型化にあたり、その増トン分に、他の船舶に係る当該漁業の廃業を見合いとして生じるトン数を充てることをいう。

第2章 船舶の総トン数の変更

第1節 代船の許可

1 代船の許可及び変更の許可の申請

東シナ海はえ縄漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第4節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

(1) 次のア及びイに掲げる場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分と同じ場合

イ 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分の下位にある場合

(2) 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、許可船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と代船の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

第2節 起業の認可に基づく許可

1 起業の認可に基づく許可及び変更の許可の申請

東シナ海はえ縄漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。（第3章第3節に掲げる場合を除く。）

2 審査基準

1によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第4節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

(1) 次のア及びイに掲げる場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分と同じ場合

イ 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分の下位にある場合

(2) 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、認可を受けた船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

第3節 代船を伴わない変更（改造）の許可

1 変更の許可の申請等

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第 47 条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第 17 条第 1 項の許可証の書換え交付を申請する。

2 審査基準

1 によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第 4 節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

(1) 以下の場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分と同じ場合

イ 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分の下位にある場合

(2) 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、改造前の船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と改造後の船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

第 4 節 第 1 節から第 3 節までに共通する審査基準等

1 トン数補充に係る審査基準

第 1 節から第 3 節までの規定に基づきトン数補充を要する場合の審査基準は、以下のとおりとする。

(1) トン数補充に充てることができる許可船舶は、次のア及びイに掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 使用廃止等の時まで継続して 1 年以上東シナ海はえ縄漁業を休業していないこと（休業の期間が 1 年に満たない場合であって、法第 39 条第 1 項、第 42 条第 1 項又は第 45 条各号の規定に基づく許可を受けたときから継続して休業していない場合を含む。）。

イ 許可船舶につき許可を受けた者が漁業又は労働に関する法令違反であって、許可の取消処分相当するものを犯していないこと。

(2) トン数補充に使用できるトン数の上限は、当該許可船舶の属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に 0.01 トンを加算したトン数とする。

2 補充トン数の制限

(1) 補充トン数は、分割し、又は他の許可船舶に係る補充トン数と合算してトン数補充に使用することができるものとする。分割してトン数補充に充当した場合の残余のトン数は、当該トン数補充に係る最初の総トン数の変更の許可の日から 1 年以内に限り補充トン数として使用することができるものとする。

(2) 第 3 章の規定によりトン数補充を要せずに大型化した許可船舶の増加トン数については、補充トン数として使用することができないものとする。

第3章 船舶の総トン数の変更の特例

第1節 漁船の設備基準等の適合のための大型化

平成19年7月25日農林水産省告示第960号（総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件の全部を改正する件）に定められた設備基準に適合するため、又はこれに加え労働居住環境を改善するための船舶の大型化の取扱いについては、「漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針」（平成19年7月26日付け19水漁第1418号水産庁長官通知）の規定によるものとする。

第2節 漁船の復原性向上等のための大型化

許可等を受けた船舶の復原性向上又は省エネルギーを図るための船舶の大型化の取扱いについては、「漁船の復原性向上等のための漁船の大型化に関する取扱方針」（平成24年7月30日付け24水推第581号水産庁長官通知）の規定によるものとする。

第3節 大型化した許可船舶の認可の申請

許可漁業者は、第1節又は第2節の規定に基づき大型化した船舶について法第45条の認可を申請する場合には、省令第11条第1項の認可の変更（大型化した許可船舶の総トン数から大型化による増加トン数を控除した総トン数への変更）の許可を併せて申請しなければならない。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「東シナ海はえ縄漁業の許可方針」（平成13年6月1日付け13水管第532号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。
- 3 改正法附則第8条第3項に基づき、同条第1項の規定により受けた改正法により改正される前の法第65条第1項の規定に基づく東シナ海はえ縄漁業の許可の有効期間は、令和3年7月31日までである。

別表

新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶	階層
20トン未満	19.99トン以下	1
20トン以上 100トン未満	20トン以上 79.99トン以下	2

（備考）この表において同じ階層となる新トン数適用船舶と旧トン数適用船舶については、同じ船舶階層区分とする。

大西洋等はえ縄等漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1 趣旨・定義

- 1 大西洋等はえ縄等漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。
- 2 この取扱方針において代船とは、大西洋等はえ縄等漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第2 船舶の総トン数の変更

1 代船の許可

大西洋等はえ縄等漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

2 起業の認可に基づく許可

大西洋等はえ縄等漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

3 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

第3 漁具の種類その他の漁業の方法の変更

大西洋等はえ縄等漁業の許可又は認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第47条又は省令第11条の規定により当該漁業の許可等に係る漁具の種類その他の漁業の方法を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整、資源管理及び国際的な枠組み上支障がない場合に限り許可するものとする。

第4 許可等の条件

許可等には、法第44条第1項の規定に基づきおおむね次に掲げる条件を付けることがある。

南極の海洋生物資源の保存に関する条約（昭和57年条約第3号）、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約（平成21年条約第17号）、北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約（昭和55年条約第1号）及び南インド洋漁業協定（平成26年条約第8号）に基づく資源保存管理措置並びに環境保護に関する南極条約議定書（平成9年条約第14号）に基づく環境保護措置を遵守しなければならない。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「大西洋等はえ縄等漁業の許可取扱要領」（平成25年7月29日付け25水管第1048号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。
- 3 改正法附則第8条第1項の規定に基づき法第36条第1項の規定による許可を受けたものとみなされた許可の制限措置のうち、省令第7条第4号の漁具の種類その他の漁業の方法については、改正法の施行後に最初に行う法第45条の許可の際に規定するものとする。
- 4 改正法附則第8条第3項に基づき、同条第1項の規定により受けた改正法により改正される前の法第65条第1項の規定に基づく大西洋等はえ縄等漁業の許可の有効期間は、令和3年8月31日までである。

太平洋底刺し網等漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1 趣旨・定義

- 1 太平洋底刺し網等漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。
- 2 この取扱方針において代船とは、太平洋底刺し網等漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第2 船舶の総トン数の変更

1 代船の許可

太平洋底刺し網等漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

2 起業の認可に基づく許可

太平洋底刺し網等漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

3 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

第3 操業区域の変更

太平洋底刺し網等漁業の許可又は認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第47条又は省令第11条の規定により当該漁業の許可等に係る操業区域を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整、資源管理及び国際的な枠組み上支障がない場合に限り許可するものとする。

第4 漁具の種類その他の漁業の方法の変更

太平洋底刺し網等漁業の許可等を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第47条又は省令第11条の規定により当該漁業の許可等に係る漁具の種類その他の漁業の方法を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整、資源管理及び国際的な枠組み上支障がない場合に限っては許可するものとする。

なお、別表第1の区域番号3に掲げる操業区域を操業区域とする船舶については、漁具の種類その他の漁業の方法は「はえ縄」に限るものとし、漁具の種類その他の漁業の方法についての法第47条の規定による変更の許可は行わないものとする。

第5 許可等の条件

許可等には、法第44条第1項の規定に基づきおおむね別表第2に掲げる区域番号ごとに条件を付けることがある。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「太平洋底刺し網等漁業の許可取扱要領」（平成25年3月4日付け24水管第2403号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。
- 3 改正法附則第8条第1項の規定に基づき法第36条第1項の規定による許可を受けたものとみなされた許可の制限措置のうち、省令第7条第4号の漁具の種類その他の漁業の方法については、改正法の施行後に最初に行う法第45条の許可の際に規定するものとする。
- 4 改正法附則第8条第3項に基づき、同条第1項の規定により受けた改正法により改正される前の法第65条第1項の規定に基づく太平洋底刺し網等漁業の許可の有効期間は、令和3年3月31日までである。

別表第 1

区域番号	操業区域
1	北緯 50 度の線、東経 146 度の線、北緯 57 度の線及び東経 153 度の線に囲まれた水域のうち、ロシア連邦 200 海里水域を除いた水域（オホーツク公海水域）
2	北緯 25 度の線、東経 165 度の線、北緯 50 度の線及び西経 175 度の線に囲まれた水域のうち、米国 200 海里水域を除いた水域（天皇海山水域）
3	南極の海洋生物資源の保存に関する条約（昭和 57 年条約第 3 号）第 1 条に規定する条約水域のうち、東経 146 度 55 分以東、西経 67 度 16 分以西の水域
4	我が国の排他的経済水域に囲まれた水域（小笠原公海水域）

別表第 2

区域番号	条件
1	<p>1 使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが 12 センチメートル以上とする。</p> <p>2 海中に敷設する刺し網の長さは、延べ 40,000 メートル以内とする。また、船上に積む予備の刺し網は、10,000 メートル以内とする。</p> <p>3 次に掲げる水産動物が採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>ア さけ・ます類</p> <p>イ かに類、つぶ類、えび類及びその他の定着性水産動物</p> <p>ウ 海産ほ乳類</p> <p>4 各航海の終了時において、船内に製品として保持できるからすがれい以外の魚種の重量（原魚換算したもの。）は、からすがれいの重量（原魚換算したもの。）を超えてはならない。</p> <p>5 海中に敷設する刺し網の両端に装着する浮標には、漁船名、許可番号を記載した縦 30 センチメートル以上、横 20 センチメートル以上の標識を付けなければならない。</p>
2	<p>1 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（平成 27 年条約第 3 号）に基づく保存管理措置を遵守しなければならない。</p> <p>2 使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが 12 センチメートル以上とする。</p>
3	<p>1 南極の海洋生物資源の保存に関する条約（昭和 57 年条約第 3 号）に基づく保存措置及び環境保護に関する南極条約議定書（平成 9 年条約第 14 号）に基づく環境保護措置を遵守しなければならない。</p>

（備考）この表に掲げる区域番号は別表第 1 に掲げる区域番号とする。

大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第 号
令和2年 月 日

第1章 総論

第1節 趣旨

大中型まき網漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。

第2節 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 新トン数適用船舶 昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める修繕をいう。）に伴う船舶法（明治32年法律第46号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度（これらに相当する処分を含む。）を受けた船舶をいう。
- 2 旧トン数適用船舶 新トン数適用船舶以外の船舶をいう。
- 3 船舶階層区分 別表第1の1から第1の3までに定める船舶の階層の区分をいう。なお、新トン数適用船舶にあつては新トン数適用船舶階層区分を、旧トン数適用船舶にあつては旧トン数適用船舶階層区分をそれぞれ適用する。
- 4 代船 大中型まき網漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。
- 5 トン数補充 大中型まき網漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けた船舶の大型化にあたり、その増トン分に、他の船舶に係る当該漁業の廃業を見合いとして生じるトン数を充てることをいう。

第2章 船舶の総トン数の変更

第1節 代船の許可

1 代船の許可及び変更の許可の申請

大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第4節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

（1）次のア及びイに掲げる場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分と同じ場合。ただし、別表第1の1の階層5の許可船舶を大型化する場合にあっては、別表第3に定める基準に適合するときに限る。

イ 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分の下位にある場合

(2) 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、許可船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と代船の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

ただし、許可船舶が別表第1の1又は別表第1の3のいずれかの階層に属する場合であって、代船が別表第1の1の階層5又は別表第1の2のいずれかの階層に属することとなるときは、許可しない。

第2節 起業の認可に基づく許可

1 起業の認可に基づく許可及び変更の許可の申請

大中型まき網漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない（第3章第8節に掲げる場合を除く。）。

2 審査基準

1によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第4節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

(1) 次のア及びイに掲げる場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分と同じ場合。ただし、別表第1の1の階層5に属する認可を受けた船舶を大型化する場合にあっては、別表第3に定める基準に適合するときに限る。

イ 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分の下位にある場合

(2) 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、認可を受けた船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

ただし、認可を受けた船舶が、別表第1の1又は別表第1の3のいずれかの階層に属する場合であって、認可に基づく許可を受けようとする船舶が別表第1の1の階層5又は別表第1の2のいずれかの階層に属することとなるときは、許可しない。

第3節 代船を伴わない変更（改造）の許可

1 変更の許可の申請等

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第 47 条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第 17 条第 1 項の許可証の書換え交付を申請する。

2 審査基準

1 によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第 4 節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

(1) 以下の場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分と同じ場合。ただし、別表第 1 の 1 の階層 5 に属する許可船舶を大型化する場合にあっては、別表第 3 に定める基準に適合するときに限る。

イ 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分の下位にある場合

(2) 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、改造前の船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と改造後の船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

ただし、改造前の船舶が、別表第 1 の 1 又は 1 の 3 のいずれかの階層に属する場合であって、改造後の船舶が別表第 1 の 1 の階層 5 又は別表第 1 の 2 のいずれかの階層に属することとなるときは、当該大型化は許可しない。

第 4 節 第 1 節から第 3 節までに共通する審査基準等

1 総トン数の最高限度

第 1 節から第 3 節までの規定に基づき許可等を受けた船舶を大型化する場合は、別表第 4 の操業区域ごとに最高限度としてそれぞれ定める船舶の総トン数を超えないこととする。

2 トン数補充に係る審査基準

第 1 節から第 3 節までの規定に基づきトン数補充を要する場合の審査基準は、以下のとおりとする。

(1) トン数補充に充てることができる許可船舶は、次のアからオまでに掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 使用廃止等の時まで継続して 1 年以上大中型まき網漁業を休業していないこと（休業の期間が 1 年に満たない場合であって、法第 39 条第 1 項、第 42 条第 1 項又は第 45 条各号の規定に基づく許可を受けたときから継続して休業していない場合を含む。）。

イ 許可船舶につき許可を受けた者が漁業又は労働に関する法令違反であって、許可の取消処分相当するものを犯していないこと。

ウ 使用廃止等に係る許可船舶の操業区域と総トン数変更後の許可船舶の操業区域とが同一であること（当該操業区域が異なる場合であっても、魚族資源の観点から同一の漁場に属すると認められ、かつ、漁業調整上支障がない場合はこの限りでない。）。

エ 総トン数変更後の許可船舶が別表第 1 の 1 のいずれかの階層に属することとなる場合にあっては、トン数補充に充てる許可船舶が別表第 1 の 1 又は別表第 1 の 3 のいずれかの階

層に属するものであること。

オ 総トン数変更後の許可船舶が別表第1の2の階層2に属することとなる場合にあつては、トン数補充に充てる許可船舶が別表第1の2の階層1に属するものであること（第3章第5節の適用による大型化にあたっては、別表第2の海区1を操業区域とする許可船舶のうち別表第1の1の階層4に属するものを含む。）。

(2) トン数補充に使用できるトン数の上限は、当該許可船舶の属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に0.01トンを加算したトン数とする。ただし、次のア又はイに掲げる場合にあつては、当該ア又はイに定めるとおりとする。

ア 漁具の種類その他の漁業の方法（以下「漁法」という。）が2そうまきである許可船舶（以下「2そうまき船舶」という。）の大型化に伴い、漁法が1そうまきである許可船舶（以下「1そうまき船舶」という。）を補充トンに充てる場合にあつては、当該1そうまき船舶の属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に0.01トンを加算したトン数に3分の4を乗じたトン数を補充トン数の上限とする。

イ 1そうまき船舶の大型化に伴い、2そうまき船舶を補充トンに充てる場合にあつては、当該2そうまき船舶の属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に0.01トンを加算したトン数に4分の3を乗じたトン数を補充トン数の上限とする。

3 補充トン数の制限

(1) 補充トン数は、分割し、又は他の許可船舶に係る補充トン数と合算してトン数補充に使用することができるものとする。分割してトン数補充に充当した場合の残余のトン数は、当該トン数補充に係る最初の総トン数の変更の許可の日から1年以内に限り補充トン数として使用できるものとする。

(2) 新トン数適用船舶について、当該船舶の総トン数から当該船舶が属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に0.01トンを加算したトン数を差し引いたトン数（0又は負となる場合を除く。）は、補充トン数として使用できないものとする。

(3) 第3章の規定によりトン数補充を要せずに大型化した許可船舶の増加トン数については、補充トン数として使用できないものとする。

第3章 船舶の総トン数の変更の特例

第1節 省エネルギー船型への移行等のための大型化

1 審査基準

許可等を受けた者が、旧トン数適用船舶について、船長及び通信長の寝台並びに休憩及び娯楽のための専用場所を上甲板上に配置することにより船内居住区の改善を図るとともに、次に掲げるいずれかの要件に適合させるため、当該船舶を改造して大型化し、又は当該船舶の代船（旧トン数適用船舶に限る。）について大型化する場合に、第2章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、5トンを限度として、トン数補充を要せずに許可するものとする。

(1) 大型化前の船舶が属する旧トン数適用船舶階層区分が40トン以上99.99トン以下のものにあつては、省エネルギー等の目的に沿った船型に移行するため次に掲げる基準のいずれか一つに合致させること。

ア 推進機関の連続最大出力が軸馬力882キロワット以下であり、補機関の連続最大出力の合計が軸馬力161キロワット以下であること。

イ 計画満載排水量が 375 トン以下であること。

ウ 規定乾げん量を有するときの船体方形肥瘠係数 (c b) が 0.72 以下であること。

ただし、ア又はイの基準の適用に当たっては、サイドスラスタ等船体横移動を行うための機器を設置する場合には、その機器の要目を斟酌することができるものとする。

(2) 大型化前の船舶が属する旧トン数適用船舶階層区分が 40 トン以上 79.99 トン以下のものにあつては、サイドスラスタ又は全旋回式推進装置を設置すること。

2 本節で大型化する許可船舶の取扱い

1 の規定に基づき大型化した許可船舶（その後の代船を含む。以下本節において「省エネ型船舶」という。）に係る留意点は、以下のとおりとする。

(1) 省エネ型船舶は、第 2 章の規定の適用にあたり、本節、第 6 節及び第 7 節の規定に基づく大型化による増加トン数を控除したトン数を総トン数とみなす。

(2) 省エネ型船舶を被代船とする代船の許可の申請は、代船の総トン数が省エネ型船舶の総トン数から大型化による増加トン数を控除した総トン数以下の場合を除き、代船が 1 に規定する審査基準を満たしているときに限り、トン数補充を要せずに許可するものとする。

(3) 省エネ型船舶をトン数補充に充てる場合に使用できるトン数の上限は、当該省エネ型船舶の総トン数のうち 1 の規定に基づく大型化による増加トン数を控除したトン数とし、この上限を留意事項として許可証に記載するものとする。

第 2 節 試験操業による大型化

1 審査基準

認可を受けた者が、次に掲げる要件の全てを満たす場合において、当該認可を受けた船舶の総トン数を上回る総トン数の船舶について許可を受けるため、第 2 章第 2 節に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、同節第 2 項及び第 4 章第 2 節の規定に関わらず、許可をするものとする。

(1) 省令第 11 条第 1 項の規定による認可の変更の申請に係る船舶が、収益性の高い操業・生産体制等への転換を図るために取り組む「認定改革計画及び認定漁業復興計画に基づく収益性の実証等のための試験操業取扱方針」（平成 20 年 3 月 24 日付け 19 水管第 2893 号水産庁長官通知）に基づく大中型まき網漁業の試験操業の許可に係るものであること。

(2) 前号に規定する試験操業の結果、漁獲量が増大しないと認められること。

(3) 当該認可に係る操業区域に別表第 2 の海区 9 及び海区 10 を含まないこと。

2 条件

1 の規定に基づき大型化した許可船舶（その後の代船を含む。以下「構造改革型船舶」という。）に係る許可については、法第 44 条第 1 項の規定により以下に係る条件を付すものとする。

(1) 魚そう容積の上限に係る条件

(2) 網台面積の上限に係る条件

3 本節で大型化する許可船舶の取扱い

構造改革型船舶に係る留意点は以下のとおりとする。

(1) 構造改革型船舶は、その総トン数に関わらず別表第 1 の 1 の階層 5 に属するものとする。

(2) 構造改革型船舶をトン数補充に充てる場合に使用できるトン数の上限は、階層 5 に属することとなる前の船舶の補充トン数とし、この上限を留意事項として許可証に記載するものとする。

する。

(3) 構造改革型船舶の大型化であって、代船の総トン数が別表第3の基準に定める最大トン数を超える場合には、当該代船の総トン数と当該最大トン数の差のトン数に見合うトン数補充があるときであって別表第3に定める基準（最大トン数に係る基準を除く。）に適合するときに限り、これを認めることとする。

なお、この大型化後の船舶の補充トン数は、(2)の規定に関わらず、階層5に属することとなる前の船舶の補充トン数に、当該大型化のためのトン数補充分のトン数を加えたトン数とする。

第3節 かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）との兼業のための大型化

1 審査基準

別表第1の2の階層1に属する船舶につき大中型まき網漁業の許可を受けた者が、次に掲げる要件の全てを満たす場合において、当該船舶が別表第1の2の階層2に属することとなる大型化について第2章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、同章第1節から第3節までの規定にかかわらず、許可をするものとする。

(1) 大型化前の船舶が、操業区域が「全海域」であるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）の許可を受けていること。

(2) 大型化した船舶が行う大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）による漁獲量の合計が大型化前の船舶及び当該大型化に伴いかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）に使用することを廃止した船舶の漁獲量の合計の水準以下になると見込まれること。

(3) 当該許可に係る操業区域が別表第2の海区1を含まないこと。

2 条件

1の規定に基づき大型化した船舶（その後の代船を含む。以下「釣り兼業船舶」という。）に係る許可については、法第44条第1項の規定により以下を内容とする条件を付すものとする。

(1) 操業区域が「全海域」であるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）の許可を有していなければならない。

(2) 大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）による漁獲量の合計が大型化前の船舶及び当該大型化に伴いかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）に使用することを廃止した船舶の漁獲量の合計の水準以下となるようにしなければならない。

3 本節で大型化する許可船舶の取扱い

釣り兼業船舶をトン数補充に充てる場合に使用できるトン数の上限は500トンとし、この上限を留意事項として許可証に記載するものとする。

第4節 インド洋海区の許可を太平洋中央海区の許可に包含する場合の大型化

1 審査基準

別表第1の2の階層1に属する船舶につき大中型まき網漁業の許可を受けた者が、次に掲げる要件の全てを満たす場合において、当該船舶が別表第1の2の階層2に属することとなる大型化について第2章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、同章第1節から第3節までの規定にかかわらず、許可をするものとする。

- (1) 別表第2の海区9及び海区10の操業区域における大中型まき網漁業の許可を受けていること。
- (2) 法第47条の規定による操業区域の拡張に係る変更（当該海区9の操業区域を海区10の操業区域を含めて拡張するものに限る。）を行う場合であって、当該変更が当該海区10の操業区域に係る許可船舶の廃業を見合いとして行われること。
- (3) 大型化した船舶の別表第2の海区9の操業区域における大中型まき網漁業による漁獲量が大型化前の船舶の漁獲量の水準以下となると見込まれること。
- (4) 当該許可に係る操業区域が別表第2の海区1を含まないこと。

2 条件

1の規定に基づき大型化した船舶（その後の代船を含む。以下同じ。）に係る許可については、法第44条第1項の規定により、大型化した船舶の別表第2の海区9の操業区域における大中型まき網漁業による漁獲量が大型化前の船舶の漁獲量の水準以下となるようにしなければならない旨の条件を付すものとする。

ただし、別表第1の2の階層1に属する許可船舶（操業区域に別表第2の海区1を含まず、かつ、別表第2の海区9を含むものに限る。）の使用廃止等をする場合には、当該条件を付さないものとする。

第5節 居住性等の改善のための大型化

1 審査基準

別表第1の2の階層1に属する船舶につき許可等を受けた者が、次に掲げる要件の全てを満たす場合において、当該船舶が別表第1の2の階層2に属することとなる大型化について第2章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、同章第1節から第3節までの規定にかかわらず、許可をするものとする。

- (1) 許可の申請に係る船舶の魚そう容積が、許可船舶又は認可を受けるにあたり使用を廃止した船舶の魚そう容積以下である場合
- (2) 100トン以上のトン数補充がある場合又は別表第1の1の階層4に属する許可船舶のうち別表第2の海区1を操業区域とする許可船舶について当該操業区域の縮小又は使用廃止等をする場合

2 条件

1の規定に基づき大型化した船舶（その後の代船を含む。）に係る許可については、法第44条第1項の規定により魚そう容積を増やしてはならない旨の条件を付すものとする。

ただし、別表第1の2の階層1に属する許可船舶（操業区域に別表第2の海区1を含まず、かつ、別表第2の海区9を含むものに限る。）の使用廃止等をする場合には、当該条件を付さないものとする。

第6節 漁船の設備基準等の適合のための大型化

平成19年7月25日付け農林水産省告示第960号（総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件の全部を改正する件）に定められた設備基準に適合するため、又はこれに加え労働居住環境を改善するための船舶の大型化の取扱いについては、「漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針」（平成19年7月26日付け19水漁第1418号水産庁長官

通知)の規定によるものとする。

第7節 漁船の復原性向上等のための大型化

許可等を受けた船舶の復原性向上又は省エネルギーを図るための船舶の大型化の取扱いについては、「漁船の復原性向上等のための漁船の大型化に関する取扱方針」(平成24年7月30日付け24水推第581号水産庁長官通知)の規定によるものとする。

第8節 大型化した許可船舶の認可の申請

許可漁業者は、第1節、第6節又は第7節の規定に基づき大型化した船舶について法第45条の認可を申請する場合には、省令第11条第1項の認可の変更(大型化した許可船舶の総トン数から大型化による増加トン数を控除した総トン数への変更)の許可を併せて申請しなければならない。

第4章 総トン数以外の制限措置の変更

第1節 操業区域の変更

1 変更の許可の申請

許可等を受けた者は、その許可等の有効期間中に、当該漁業の許可等に係る操業区域を変更しようとする場合には、法第47条又は省令第11条の規定に基づき、農林水産大臣に対して、変更の許可を申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請については、次の(1)から(5)までに掲げる要件の全てを満たすものであるときに限り、許可することとする。

(1) 操業区域の拡張が他の許可等を受けた船舶の操業区域の縮小又は使用廃止等(以下「操業区域の縮小等」と総称する。)に係る操業区域に見合うものであること。

ただし、この場合において、1そうまきの許可等に係る操業区域の拡張の見合いとして2そうまきの許可等に係る操業区域の縮小等をするときは、当該2そうまきの許可等に係る2隻の船舶について操業区域の縮小等をするものとする。

(2) 2そうまきの許可等に係る操業区域の拡張の見合いとして1そうまきの許可等に係る操業区域の縮小等をする場合でないこと。

(3) 操業区域の拡張に係る許可等を受けた船舶が属する船舶階層区分と操業区域の縮小等に係る他の許可等を受けた船舶が属する船舶階層区分が原則として同一であること。

ただし、(1)のただし書の場合にあつては、別表第5に掲げる同一の区分に属すること。

(4) 漁業調整上支障がないと認められること。

第2節 漁具の種類その他の漁業の方法の変更

1 変更の許可の申請

2そうまきの許可等を受けた者は、その許可等の有効期間中に、当該漁業の許可等に係る漁法を変更しようとする場合には、法第47条又は省令第11条の規定に基づき、農林水産大臣に対して、変更の許可を申請する。

2 審査基準

(1) 1によりなされた申請については、2そうまきの許可等を受けた者が、当該許可等に係る漁法を2そうまきから1そうまきに変更しようとするものであって、当該許可等を受けた船舶が属する船舶階層区分と同一の船舶階層区分に属する他の2そうまきの許可等を受けた船舶について使用廃止等があるときに限り、許可する。

この場合において、当該許可等を受けた船舶の総トン数を併せて変更するため第2章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、同章第1節から第3節までの規定にかかわらず、当該許可等を受けた船舶及び当該使用廃止等に係る船舶がそれぞれ属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に0.01を加算したトン数の合計に4分の3を乗じたトン数（補充トン数がある場合は当該補充トン数を加算したトン数）を上限として、許可する。

(2) 1そうまきの許可等を受けた者が、当該許可等に係る漁法を1そうまきから2そうまきに変更しようとする場合には、原則として許可しない。ただし、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り許可するものとする。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針」（平成29年7月24日付け29水管第1560号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。

別表第1の1 1 そうまきの許可等に係る船舶のうち別表第2の海区1から8までのいずれかを操業区域に含む場合（海区9を操業区域に含む場合を除く。）

新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶	階 層
15ト以上 37ト未満	15ト以上 29.99ト以下	1
15ト以上 48ト未満	15ト以上 39.99ト以下	2
48ト以上 81ト未満	40ト以上 59.99ト以下	3
48ト以上 136ト未満	40ト以上 99.99ト以下	4
48ト以上 500ト未満	—	5

（備考）この表において同じ階層となる新トン数適用船舶と旧トン数適用船舶については、同じ船舶階層区分とする。

別表第1の2 1 そうまきの許可等に係る船舶のうち別表第1の1の船舶以外のものの場合

新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶	階 層
200ト以上 351ト未満	200ト以上 499.99ト以下	1
200ト以上 761ト未満	200ト以上 999.99ト以下	2

（備考）この表において同じ階層となる新トン数適用船舶と旧トン数適用船舶については、同じ船舶階層区分とする。

別表第1の3 2 そうまきの許可等に係る船舶の場合

新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶	階 層
15ト以上 37ト未満	15ト以上 29.99ト以下	1
15ト以上 48ト未満	15ト以上 39.99ト以下	2
48ト以上 66ト未満	40ト以上 49.99ト以下	3
48ト以上 76ト未満	40ト以上 59.99ト以下	4
48ト以上 101ト未満	40ト以上 79.99ト以下	5

（備考）この表において同じ階層となる新トン数適用船舶と旧トン数適用船舶については、同じ船舶階層区分とする。

別表第2

海区	操 業 区 域
1	北部太平洋海区 千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）
2	中部太平洋海区 千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線との両線間における海域
3	南部太平洋海区 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線と宮崎県串間市都井岬灯台正南の線との両線間における海域（漁業法施行令（昭和25年政令第30

	号) 第 16 条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域を除く。)
4	北部日本海海区 石川県珠洲市禄剛埼灯台正北の線以西の日本海の海域以外の日本海の海域
5	中部日本海海区 石川県珠洲市禄剛埼灯台正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域
6	西部日本海海区 最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線と佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県壱岐市長者原埼突端及び同県対馬市神埼灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線との両線間における海域(漁業法施行令(昭和 25 年政令第 30 号)第 16 条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域を除く。)
7	九州西部海区 日本海における東経 129 度 59 分 53 秒の線、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線、東経 127 度 59 分 53 秒の線、北緯 27 度 14 秒の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域
8	東海黄海海区 最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域
9	太平洋中央海区 東経 179 度 59 分 43 秒以西の北緯 20 度 21 秒の線、北緯 20 度 21 秒以北、北緯 40 度 16 秒以南の東経 179 度 59 分 43 秒の線及び東経 179 度 59 分 43 秒以東の北緯 40 度 16 秒の線から成る線以南の太平洋の海域(南シナ海の海域を除く。)
10	インド洋海区 南緯 19 度 59 分 35 秒以北(ただし、東経 95 度 4 秒から東経 119 度 59 分 56 秒の間の海域については、南緯 9 度 59 分 36 秒以北)のインド洋の海域

(注) 操業区域の経度及び緯度は、世界測地系による値である。

別表第 3

区 分	基 準
別表第 1 の 1 の階層 3 の船舶を第 3 章第 2 節の規定の適用を受けて 200 トン未満に大型化した場合であって、今般 200 ト	① 当該操業区域で操業する別表第 1 の 1 の階層 3 の船舶を第 3 章第 2 節の規定の適用を受けて 200 トン以上に大型化した許可船舶(当該海域において大中型まき網漁業に使用することを廃止した船舶を含み、第 3 章第 2 節 3 (3) の規定に基づく大型化を含まない。以下、この表において同

<p>ン以上に大型化しようとする場合</p>	<p>じ。)の最大トン数を超えていないこと。</p> <p>② 網台の面積は、従前の許可に付された網台面積を超えていないこと。</p> <p>③ 魚そう容積(付属船の魚そう容積も含む。)は、従前の許可に付された魚そう容積の上限を超えていないこと。</p> <p>④ 使用する付属船は計1隻、かつ、運搬船は1隻までであること。</p> <p>⑤ 漁業調整上支障がないと認められること。</p>
<p>別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン未満に大型化した場合であって、今般200トン以上に大型化しようとする場合</p>	<p>① 当該操業区域で操業する別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。</p> <p>② 網台の面積は、従前の許可に付された網台面積を超えていないこと。</p> <p>③ 魚そう容積(付属船の魚そう容積も含む。)は、従前の許可に付された魚そう容積の上限を超えていないこと。</p> <p>④ 使用する付属船は計1隻、かつ、運搬船は1隻までであること。</p> <p>⑤ 漁業調整上支障がないと認められること。</p>
<p>別表第1の1の階層3の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した場合であって、今般更に大型化しようとする場合</p>	<p>① 当該操業区域で操業する別表第1の1の階層3の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。</p> <p>② 網台の面積は、従前の許可に付された網台面積を超えていないこと。</p> <p>③ 魚そう容積(付属船の魚そう容積も含む。)は、従前の許可に付された魚そう容積の上限を超えていないこと。</p> <p>④ 使用する付属船の隻数は従前どおりであること。</p> <p>⑤ 漁業調整上支障がないと認められること。</p>
<p>別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した場合であって、今般更に大型化しようとする場合</p>	<p>① 当該操業区域で操業する別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。</p> <p>② 網台の面積は、従前の許可に付された網台面積を超えていないこと。</p> <p>③ 魚そう容積(付属船の魚そう容積も含む。)は、従前の許可に付された魚そう容積の上限を超えていないこと。</p> <p>④ 使用する付属船の隻数は従前どおりであること。</p> <p>⑤ 漁業調整上支障がないと認められること。</p>

別表第4

操 業 区 域	総トン数の最高限度	
	新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶
北部太平洋海区 (1) 一定の県の沖合海域以外の海域においては操業してはならない旨の条件を付された許可等に係る船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1 そうまきである船舶 (2) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶（その後の代船を含む。以下この表において同じ。）であって、操業区域を太平洋中央海区と併せ持たない船舶 (3) 操業区域を太平洋中央海区と併せ持ち、かつ、当該許可等に係る漁法が1 そうまきである船舶 (4) (1)から(3)までに掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1 そうまきである船舶 (5) 当該許可等に係る漁法が2 そうまきである船舶	47 トン 499 トン 760 トン 135 トン 100 トン	39.99 トン 999.99 トン 99.99 トン 79.99 トン
中部太平洋海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶 (2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1 そうまきである船舶	499 トン 135 トン	99.99 トン
南部太平洋海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶 (2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1 そうまきである船舶	499 トン 80 トン	59.99 トン
北部日本海海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶 (2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1 そうまきである船舶	499 トン 135 トン	99.99 トン
中部日本海海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶 (2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1 そうまきである船舶	499 トン 135 トン	99.99 トン
西部日本海海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶	499 トン	

(2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1 そうまきである船舶	135 トン	99.99 トン
九州西部海区		
(1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶	499 トン	
(2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1 そうまきである船舶	80 トン	59.99 トン
東海黄海海区		
(1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶	499 トン	
(2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1 そうまきである船舶	135 トン	99.99 トン
太平洋中央海区	760 トン	999.99 トン
インド洋海区	760 トン	999.99 トン

別表第5

区分	1 そうまきの許可等に係る船舶階層区分		2 そうまきの許可等に係る船舶階層区分	
	新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶	新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶
1	48 トン 以上 81 トン 未満	40 トン 以上 59.99 トン 以下	15 トン 以上 48 トン 未満 48 トン 以上 66 トン 未満	15 トン 以上 39.99 トン 以下 40 トン 以上 49.99 トン 以下
2	48 トン 以上 111 トン 未満	40 トン 以上 79.99 トン 以下	48 トン 以上 66 トン 未満 48 トン 以上 76 トン 未満	40 トン 以上 49.99 トン 以下 40 トン 以上 59.99 トン 以下
3	48 トン 以上 136 トン 未満	40 トン 以上 99.99 トン 以下	48 トン 以上 76 トン 未満 48 トン 以上 101 トン 未満	40 トン 以上 59.99 トン 以下 40 トン 以上 79.99 トン 以下

捕鯨業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年12月1日

第1 総論

1 趣旨

基地式捕鯨業及び母船式捕鯨業（以下「捕鯨業」という。）に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。

2 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 基地式捕鯨船 基地式捕鯨業（省令第2条第8号）を営むことを目的とした船舶をいう。
- (2) 母船 母船式捕鯨業（省令第2条第9号）を営むことを目的とした、製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する船舶をいう。
- (3) 独航船 母船と一体となって母船式捕鯨業に従事する船舶をいう。
- (4) 代船 捕鯨業の許可を受けた基地式捕鯨船、母船又は独航船（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第2 船舶の総トン数の変更

1 代船の許可

捕鯨業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

2 起業の認可に基づく許可

捕鯨業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合

には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第 45 条の認可（同条第 2 号又は第 3 号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

3 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第 47 条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第 17 条第 1 項の許可証の書換え交付を申請する。

第 3 操業区域の変更

捕鯨業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第 47 条又は省令第 11 条の規定により当該漁業の許可等に係る操業区域を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り許可するものとする。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。
- 2 「小型捕鯨業の許可等に関する取扱方針」（昭和 42 年 7 月 8 日付け 42 水生第 6487 号水産庁長官通知）及び「大型捕鯨業の許可等に関する取扱方針」（昭和 48 年 1 月 8 日付け 47 水生第 6963 号水産庁長官通知）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。

かじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1 趣旨・定義

- 1 かじき等流し網漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。
- 2 この取扱方針において代船とは、かじき等流し網漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第2 船舶の総トン数の変更

1 申請の手續

(1) 代船の許可

かじき等流し網漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

(2) 起業の認可に基づく許可

かじき等流し網漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

(3) 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請について、船舶を大型化する場合には、以下の基準を全て満たす場合に限り、許可するものとする。

- (1) 作業環境又は居住環境の改善を目的とした変更であること
- (2) 漁獲能力の増大に直接影響しないと認められること

第3 許可又は認可の条件

かじき等流し網漁業の許可又は認可には、法第44条第1項の規定に基づきおおむね次に掲げる条件を付けることがある。

- 1 流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さの合計が12キロメートルを超えてはならない。
- 2 東経144度59分46秒の線以東、北緯38度11秒の線以北、東経154度59分44秒の線以西の太平洋の海域（領海及び排他的経済水域以外の海域と重複する部分及び次号に規定する海域を除く。）における操業は、毎年7月1日から9月30日までの期間内においては、禁止する。
- 3 北緯41度10秒の線、東経145度29分46秒の線、北緯38度11秒の線及び東経142度59分47秒の線により囲まれた海域における操業は、毎年6月1日から9月30日までの毎日午前4時30分から午後6時までの期間内においては、禁止する。
- 4 北緯36度30分の線以南の一ノ島灯台を中心とする半径100海里以内の海域における操業は、禁止する。
- 5 網は、海中に投棄してはならない。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「かじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針」（平成29年11月17付け29水管第2322号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。
- 3 改正法附則第8条第3項に基づき、同条第1項の規定により受けた改正法により改正される前の法第65条第1項の規定に基づくかじき等流し網漁業の許可の有効期間は、令和2年12月31日までである。

東シナ海等かじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1 趣旨・定義

- 1 東シナ海等かじき等流し網漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。
- 2 この取扱方針において代船とは、東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第2 船舶の総トン数の変更

1 代船の許可

東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

2 起業の認可に基づく許可

東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

3 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

第3 操業区域の変更

東シナ海等かじき等流し網漁業の許可又は認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第47条又は省令第11条の規定により当該漁業の許可等に係る操業区域を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り許可するものとする。

第4 許可等の条件

許可等には、法第44条第1項の規定に基づきおおむね次に掲げる条件を付けることがある。

- 1 流し網には、1反ごとの両端の浮子の一方に許可番号及び他方に船名を表示しなければならない。
また、1反ごとに沈子鋼の周囲に赤色テープ（幅2cm）による標識を付けなければならない。
- 2 流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さの合計が12キロメートルを超えてはならない。
- 3 網は、海中に投棄してはならない。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「東シナ海等かじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針」（平成13年6月1日付け13水管第531号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。
- 3 改正法附則第8条第3項に基づき、同条第1項の規定により受けた改正法により改正される前の法第65条第1項の規定に基づく東シナ海等かじき等流し網漁業の許可の有効期間は、令和3年7月31日までである。

第1章 総論

第1節 趣旨

かつお・まぐろ漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。

第2節 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 新トン数適用船舶 昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める修繕をいう。）に伴う船舶法（明治32年法律第46号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度（これらに相当する処分を含む。）を受けた船舶をいう。
- 2 旧トン数適用船舶 新トン数適用船舶以外の船舶をいう。
- 3 船舶階層区分 別表に定める船舶の階層の区分をいう。なお、新トン数適用船舶にあつては新トン数適用船舶階層区分を、旧トン数適用船舶にあつては旧トン数適用船舶階層区分をそれぞれ適用する。
- 4 操業区域 次の（1）から（3）までのいずれかに掲げる海域をいう。
 - （1）小型 省令別表第7の総トン数120トン未満の項第2号の海域をいう。
 - （2）近海 省令別表第7の総トン数120トン未満の項第1号の海域をいう。
 - （3）全海域 省令別表第7の総トン数120トン以上の項の海域をいう。
- 5 代船 かつお・まぐろ漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。
- 6 トン数補充 別表に定める操業区域が「全海域」である船舶について、かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けた船舶の大型化又は付記事項及び階層の変更のために、その必要トン数（かつお・まぐろ漁業に係る許可証又は認可指令書において、付記事項として記載され、かつ、船舶が大型化する際の見合いとなるトン数をいう。以下同じ。）の増加分に、他の船舶に係る当該漁業の廃業を見合いとして生じる必要トン数の減少

分（以下「補充トン数」という。）を充てることをいう。

第2章 船舶の総トン数の変更

第1節 代船の許可

1 代船の許可及び変更の許可の申請

かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第4節の審査基準を満たす場合には、許可するものとする。

（1）次のア及びイに掲げる場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分と同じ場合

イ 代船の船舶階層区分が、許可船舶と同一の操業区域であって、許可船舶の船舶階層区分の下位にある場合

（2）別表に定める操業区域が「近海」である船舶について、代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、代船の魚そう容積が許可船舶の魚そう容積以下であるときに限り、トン数補充を要せずに許可する。

（3）別表に定める操業区域が「全海域」である船舶について、代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、別表に掲げる代船の総トン数が該当する階層に対応する必要トン数と許可船舶に係る許可証の付記事項に記載された必要トン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

第2節 起業の認可に基づく許可

1 起業の認可に基づく許可及び変更の許可の申請

かつお・まぐろ漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 審査基準

1によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第4節の審査基準を満たす場合には、許可するものとする。

(1) 次のア及びイに掲げる場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分と同じ場合

イ 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶と同一の操業区域であって、認可を受けた船舶の船舶階層区分の下位にある場合

(2) 別表に定める操業区域が「近海」である船舶について、認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、許可を受けようとする船舶の魚そう容積が認可を受けた船舶の魚そう容積以下であるときに限り、トン数補充を要せずに許可する。

(3) 別表に定める操業区域が「全海域」である船舶について、認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、別表に掲げる許可を受けようとする船舶の総トン数が該当する階層に対応する必要トン数と認可を受けた船舶に係る指令書の付記事項に記載された必要トン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

第3節 代船を伴わない変更（改造）の許可

1 変更の許可の申請等

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第4節の審査基準を満たす場合には、許可するものとする。

(1) 以下の場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分と同じ場合

イ 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶と同一の操業区域であって、改造前の船舶の船舶階層区分の下位にある場合

(2) 別表に定める操業区域が「近海」である船舶について、改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、改造後の船舶の魚そう容積が改造前の船舶の魚そう容積以下であるときに限り、トン数補充を要せずに許可する。

(3) 別表に定める操業区域が「全海域」である船舶について、改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、別表に掲げる改造後の船舶の総トン数が

該当する階層に対応する必要トン数と改造前の船舶に係る許可証の付記事項に記載された必要トン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

第4節 第1節から第3節までに共通する審査基準等

1 総トン数の最高限度

第1節から第3節までの規定に基づき許可等を受けた船舶を大型化する場合は、別表の操業区域ごとにそれぞれ定める船舶の最大総トン数を超えないこととする。

2 トン数補充に係る審査基準

第1節から第3節までの規定に基づきトン数補充を要する場合の審査基準は、以下のとおりとする。

トン数補充に充てることができる許可船舶は、次の(1)から(4)までに掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 使用廃止等の時まで継続して1年以上かつお・まぐろ漁業を休業していないこと（休業の期間が1年に満たない場合であって、法第39条第1項、第42条第1項又は第45条各号の規定に基づく許可を受けた時から継続して休業していない場合を含む。）。
- (2) 許可船舶につき許可を受けた者が漁業又は労働に関する法令違反であって、許可の取消処分に相当するものを犯していないこと。
- (3) 使用廃止等の前の許可船舶の操業区域と総トン数変更後の許可船舶の操業区域とが同一であること。
- (4) 使用廃止等の前の許可船舶の漁具の種類その他の漁業の方法と総トン数変更後の許可船舶の漁具の種類その他の漁業の方法とが同一であること。

3 補充トン数の制限

補充トン数は、分割し、又は他の許可船舶に係る補充トン数と合算してトン数補充に使用することができるものとする。分割してトン数補充に充当した場合の残余のトン数は、当該トン数補充に係る最初の総トン数の変更の許可の日から1年以内に限り補充トン数として使用することができるものとする。

第3章 付記事項及び階層の変更

1 許可証の書換え交付の申請

許可等を受けた者は、その有効期間中に、第2章の規定によらず付記事項及び階層を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項に規定する許可証の書換え交付又は認可指令書の再交付を申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請について、30トン以上のトン数補充がある場合には、交付するものとする。

第4章 総トン数以外の制限措置の変更

第1節 操業区域の変更

許可等を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第47条又は省令第11条の規定により当該漁業の許可等に係る操業区域を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整、資源管理及び国際的な枠組み上支障がない場合に限っては許可するものとする。

第2節 漁具の種類その他の漁業の方法の変更

許可等を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第47条又は省令第11条の規定により当該漁業の許可等に係る漁具の種類その他の漁業の方法を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整、資源管理及び国際的な枠組み上支障がない場合に限っては許可するものとする。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等に関する取扱方針」及び「近海かつお・まぐろ漁業の許可等に関する取扱方針」（いずれも平成29年7月24日付け29水管第1560号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。

別表

(浮きはえ縄)

階層	船舶の総トン数		必要 トン数	操業区域
	旧トン数船舶	新トン数船舶		
小型	10トン以上 20トン未満	10トン以上 20トン未満	-	小型
近海 (一)	10トン以上 80トン未満	10トン以上 120トン未満	-	近海
近海 (二)	10トン以上 120トン未満	10トン以上 200トン未満	-	近海
(一)	80トン以上 120トン未満	120トン以上 200トン未満	120トン	全海域
(二)	80トン以上 180トン未満	120トン以上 260トン未満	150トン	全海域
(三)	80トン以上 240トン未満	120トン以上 320トン未満	210トン	全海域
(四)	80トン以上 300トン未満	120トン以上 380トン未満	270トン	全海域
(五)	80トン以上 360トン未満	120トン以上 440トン未満	330トン	全海域
(六)	80トン以上 420トン未満	120トン以上 500トン未満	390トン	全海域
(七)	80トン以上 500トン未満	120トン以上 580トン未満	460トン	全海域
(八)	80トン以上	120トン以上	540トン	全海域

(備考) この表において同じ階層となる新トン数適用船舶と旧トン数適用船舶については、同じ船舶階層区分とする。

(釣り)

階層	船舶の総トン数		必要 トン数	操業区域
	旧トン数船舶	新トン数船舶		
小型	10トン以上 20トン未満	10トン以上 20トン未満	-	小型
近海 (一)	10トン以上 80トン未満	10トン以上 120トン未満	-	近海
近海 (二)	10トン以上 180トン未満	10トン以上 180トン未満	-	近海
(一)	80トン以上 180トン未満	120トン以上 180トン未満	180トン	全海域
(二)	80トン以上 240トン未満	120トン以上 240トン未満	210トン	全海域
(三)	80トン以上 300トン未満	120トン以上 300トン未満	270トン	全海域
(四)	80トン以上 360トン未満	120トン以上 360トン未満	330トン	全海域
(五)	80トン以上 420トン未満	120トン以上 420トン未満	390トン	全海域
(六)	80トン以上 500トン未満	120トン以上 500トン未満	460トン	全海域
(七)	80トン以上 580トン未満	120トン以上 580トン未満	540トン	全海域
(八)	80トン以上	120トン以上	620トン	全海域

(備考) この表において同じ階層となる新トン数適用船舶と旧トン数適用船舶については、同じ船舶階層区分とする。

第1 趣旨

中型さけ・ます流し網漁業のうち日本海の海域を操業区域とするもの（以下「日本海中型さけ・ます流し網漁業」という。）に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。

第2 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 新トン数適用船舶 昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める修繕をいう。）に伴う船舶法（明治32年法律第46号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度（これらに相当する処分を含む。）を受けた船舶をいう。
- 2 旧トン数適用船舶 新トン数適用船舶以外の船舶をいう。
- 3 代船 日本海中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第3 船舶の総トン数の変更

1 申請の手続

（1）代船の許可

日本海中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

（2）起業の認可に基づく許可

日本海中型さけ・ます流し網漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

（3）代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請について、総トン数変更後の許可船舶の総トン数が新トン数適用船舶については185トン、旧トン数適用船舶については153トンを超えない場合には、許可するものとする。

第4 操業区域等の変更

日本海中型さけ・ます流し網漁業の許可又は認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第47条又は省令第11条の規定により当該漁業の許可等に係る操業区域、漁業時期を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り許可するものとする。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「中型さけ・ます流し網漁業の許可等に関する取扱方針」（昭和57年7月17日付け57水海第2629号水産庁長官通知）及び中型さけ・ます流し網漁業（日本海）の許可等に関する取扱方針（平成14年11月26日付け14水管第2544号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。

北太平洋さんま漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1 趣旨・定義

- 1 北太平洋さんま漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。
- 2 この取扱方針において代船とは、北太平洋さんま漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第2 船舶の総トン数の変更

1 申請の手續

(1) 代船の許可

北太平洋さんま漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

(2) 起業の認可に基づく許可

北太平洋さんま漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

(3) 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

2 審査基準

1 によりなされた申請について、総トン数変更後の許可船舶の総トン数が 200 トン未満の場合には、許可するものとする。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。
- 2 「北太平洋さんま漁業の許可等に関する取扱方針」（平成 29 年 7 月 24 日付け 29 水管第 1560 号水産庁長官通知）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。

ずわいがに漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1章 総論

第1節 趣旨

ずわいがに漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。

第2節 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 新トン数適用船舶 昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める修繕をいう。）に伴う船舶法（明治32年法律第46号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度（これらに相当する処分を含む。）を受けた船舶をいう。
- 2 旧トン数適用船舶 新トン数適用船舶以外の船舶をいう。
- 3 代船 ずわいがに漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第2章 船舶の総トン数の変更

第1節 申請の手続

1 代船の許可

ずわいがに漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

2 起業の認可に基づく許可

ずわいがに漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

3 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

第2節 審査基準

第1節によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準を満たす場合には、トン数補充を要せずに許可するものとする。

(1) 別表第1の区域番号1に掲げる操業区域を操業区域とするものにおいては、

ア 変更前の船舶の総トン数が、新トン数適用船舶にあつては30トン未満（旧トン数適用船舶にあつては29.99トン以下）の船舶については、変更後の船舶の総トン数が30トン未満である場合

イ 変更前の船舶の総トン数が30トン以上の船舶については、変更後の船舶の総トン数が、新トン数適用船舶にあつては114トン未満（旧トン数適用船舶にあつては49.99トン以下）である場合

(2) 別表第1の区域番号2又は3に掲げる操業区域を操業区域とするものにおいては、変更後の船舶の総トン数が、新トン数適用船舶にあつては20トン未満（旧トン数適用船舶にあつては19.99トン以下）である場合

第3章 総トン数以外の制限措置の変更

第1節 操業区域及び漁業時期の変更

ずわいがに漁業の許可又は認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第47条又は省令第11条の規定により当該漁業の許可等に係る操業区域、漁業時期を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り許可するものとする。

第2節 漁具の種類その他の漁業の方法の変更

漁具の種類その他の漁業の方法は「かご」に限るものとし、漁具の種類その他の漁業の方法の変更についての法第47条の規定による変更の許可は行わないものとする。

第4章 許可等の条件

許可等には、法第 44 条第 1 項の規定に基づきおおむね別表第 2 に掲げる区域番号ごとに条件を付けることがある。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。
- 2 「ずわいがに漁業の許可方針」（平成 2 年 7 月 9 日付け 2 水振第 1491 号水産庁長官通知）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。
- 2 改正法附則第 8 条第 1 項の規定に基づき法第 36 条第 1 項の規定による許可を受けたものとみなされた許可の制限措置のうち、省令第 7 条第 4 号の漁具の種類その他の漁業の方法については、改正法の施行後に最初に行う法第 45 条の許可の際に規定するものとする。
- 4 改正法附則第 8 条第 3 項に基づき、同条第 1 項の規定により受けた改正法により改正される前の法第 65 条第 1 項に基づくずわいがに漁業の許可の有効期間は、本方針別表第 1 の区域番号 1 を操業区域とする許可については令和 3 年 11 月 5 日まで、区域番号 2 及び 3 を操業区域とする許可については令和 3 年 9 月 30 日までである。

別表第 1

区域番号	操業区域
1	新潟県と富山県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西の日本海の海域（A 海域）
2	秋田県雄物川河口中央から真方位 270 度の線と同県森山山頂から磁針方位 296 度の線間における水深 300 メートルから水深 500 メートルの海域
3	新潟県の沖合海面（ただし、次の海域に限る。） （1）最大高潮時海岸線上新潟富山両県界正北の線以東、新潟県糸魚川市姫川河口中心点から正北の線以西の海域のうち水深 200 メートルから 600 メートルの海域。 （2）新潟県佐渡市田切須崎突端正西の線と同市沢崎鼻燈台中心点と同県上越市直江津港中央ふとう燈台中心点とを結ぶ線との間の海域のうち同県佐渡島最大高潮時海岸線から沖合 4 海里以内の海域。 （3）新潟県佐渡市沢崎鼻燈台中心点と同県上越市直江津港中央ふとう燈台中心点とを結ぶ線と同県新潟市新川河口中心点と同県佐渡市鴻ノ瀬鼻燈台中心点とを結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。 （4）新潟県新潟市新川河口中心点と同県佐渡市鴻ノ瀬鼻燈台中心点とを結ぶ線と同市姫崎燈台中心点正東の線との間の海域のうち同県佐渡島最大高潮時海岸線から沖合 4 海里以内の海域。

別表第 2

区域番号	条件
1	<p>1 ずわいがに以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。</p> <p>2 雌がには採捕してはならない。</p> <p>3-1 操業区域中、次のイからへまで及びイの点を順次に結んだ線により囲まれた海域以外で操業してはならない。</p> <p>イ 北緯 36 度 15 分、東経 132 度 43 分</p> <p>ロ 北緯 36 度 15 分、東経 132 度 50 分</p> <p>ハ 北緯 36 度 10 分、東経 132 度 50 分</p> <p>ニ 北緯 35 度 50 分、東経 132 度 30 分</p> <p>ホ 北緯 35 度 54 分、東経 132 度 17 分</p> <p>へ 北緯 36 度 00 分、東経 132 度 17 分</p> <p>3-2 操業区域中、東経 133 度 17 分の線と東経 134 度の線との両線間における海域以外で操業してはならない。</p> <p>3-3 操業区域中、次のイからチまで及びイの点を順次に結んだ線により囲まれた海域以外で操業してはならない。</p> <p>イ 北緯 36 度 56 分 12 秒、東経 134 度 36 分</p> <p>ロ 北緯 36 度 56 分 12 秒、東経 134 度 58 分</p> <p>ハ 北緯 36 度 40 分、東経 134 度 28 分</p> <p>ニ 北緯 36 度 32 分、東経 134 度 00 分</p> <p>ホ 北緯 36 度 42 分、東経 134 度 00 分</p> <p>へ 北緯 36 度 46 分、東経 134 度 06 分</p> <p>ト 北緯 36 度 45 分、東経 134 度 20 分</p> <p>チ 北緯 36 度 52 分、東経 134 度 25 分</p> <p>4-1 かご数は 360 個以内、連数は 4 連以内でなければならない。</p> <p>4-2 かご数は 360 個以内、連数は 5 連以内でなければならない。</p> <p>5 使用するかごには一連番号を付けなければならない。</p> <p>6 使用するかごの大きさは、底の直径 1.3 メートル未満、高さ 1.2 メートル未満、開口部の直径 0.4 メートル以上、網目の大きさ 13 センチメートル以上でなければならない。</p> <p>7 一連ごとに両端に標識（船名、根拠地を記入した縦横 45 センチメートル以上の旗）を付けなければならない。</p> <p>8 船体両舷側中央部を黄色により幅 0.20 メートル、長さ 10 メートルの一線を塗装しな</p>

	ければならない。
2	<p>1 ずわいがに以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。</p> <p>2 使用できるかご数は、一連あたり 50 個以内、連数は 3 連以内でなければならない。</p> <p>3 使用するかごの網目の内径は 13 センチメートル以上でなければならない。</p> <p>4 漁具一連ごとにその両端に水面上 1.5 メートル以上の高さの標識（漁業名、許可番号、連番号、船名、根拠地及び氏名又は名称を明記した縦横 45 センチメートル以上の旗）を付けなければならない。</p> <p>5 この漁業を操業するときは、他のかご漁業を操業してはならない。</p>
3	<p>1 ずわいがに以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。</p> <p>2 一連ごとに両端に標識（船名、根拠地を記入した縦横 45 センチメートル以上の旗）を付けなければならない。</p> <p>3 操業区域の（1）、（2）及び（4）で操業する場合、かご数は 120 個以内、連数は 4 連以内、1 連の長さは 600 メートル以内でなければならない。</p> <p>4 操業区域の（3）においてのみ操業する場合、かご数は総数 240 個以内、一連当たり 40 個以内、連数は 6 連以内でなければならない。</p> <p>5 かごの網目の大きさは 13 センチメートルより大きくななければならない。</p>

（備考）この表に掲げる区域番号は、別表第 1 に掲げる区域番号とする。

日本海べにずわいがに漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1 趣旨・定義

- 1 日本海べにずわいがに漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。
- 2 この取扱方針において代船とは、日本海べにずわいがに漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第2 船舶の総トン数の変更

1 申請の手續

(1) 代船の許可

日本海べにずわいがに漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

(2) 起業の認可に基づく許可

日本海べにずわいがに漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

(3) 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請について、総トン数変更後の許可船舶の総トン数が 200 トン未満の場合には、許可するものとする。

第3 漁業時期の変更

1 変更の許可の申請

日本海べにずわいがに漁業の許可又は認可（以下「許可等」という。）を受けた者は、その許可等の有効期間中に、当該漁業の許可等に係る漁業時期を変更しようとする場合には、法第 47 条又は省令第 11 条の規定に基づき、農林水産大臣に対して、変更の許可を申請する。

2 審査基準

日本海べにずわいがに漁業の許可等の漁業時期は毎年 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日の間とし、1によりなされた申請について、当該期間の範囲内を漁業時期とする場合には、許可するものとする。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。
- 2 「日本海べにずわいがに漁業の許可等に関する取扱方針」（平成 29 年 7 月 24 日付け 29 水管第 1560 号水産庁長官通知）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。

いか釣り漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2水管第〇〇〇〇号

令和2年 月 日

第1 趣旨

- 1 いか釣り漁業に関する漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第39条、第45条若しくは第47条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。
- 2 この取扱方針において代船とは、いか釣り漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第2 船舶の総トン数の変更

1 代船の許可

いか釣り漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第45条の許可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）及び法第47条の変更の許可を併せて申請する。

2 起業の認可に基づく許可

いか釣り漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第39条第1項の認可に基づく許可及び省令第11条第1項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

3 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

第3 許可の条件に係る操業海域

- 1 総トン数 200 トン未満の船舶に係る許可については、申請者から提出される「いか釣り漁業の許可に係る操業海域について」（別添 1）の内容に即して、条件を付加するものとする。
- 2 総トン数 200 トン以上の船舶に係る許可については、東経 135 度 59 分 49 秒以西の北緯 41 度 9 秒の線、次の各点を順次に直線で結ぶ線及び北緯 30 度 13 秒以北の東経 125 度 59 分 53 秒の線並びに陸岸により囲まれた海域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和 59 年条約第 11 号）第 1 条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する 200 海里水域を除いた海域のうち、日本国の排他的経済水域並びに漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（平成 11 年条約第 3 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する水域における操業は禁止する旨の条件を付加するものとする。
 - (1) 北緯 41 度 9 秒東経 135 度 59 分 49 秒の点
 - (2) 北緯 41 度 7 秒東経 140 度 59 分 46 秒の点
 - (3) 北緯 47 度 7 秒東経 141 度 59 分 45 秒の点
 - (4) 北緯 46 度 8 秒東経 141 度 59 分 46 秒の点
 - (5) 北緯 46 度 9 秒東経 149 度 59 分 43 秒の点
 - (6) 北緯 44 度 9 秒東経 148 度 59 分 43 秒の点
 - (7) 北緯 40 度 11 秒東経 143 度 59 分 46 秒の点
 - (8) 北緯 35 度 12 秒東経 141 度 59 分 48 秒の点
 - (9) 北緯 30 度 13 秒東経 131 度 59 分 51 秒の点
 - (10) 北緯 30 度 13 秒東経 125 度 59 分 53 秒の点

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。
- 2 「いか釣り漁業の許可等に関する取扱方針」（平成 29 年 7 月 24 日付け 29 水管第 1560 号水産庁長官通知）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。